

## 北小岩一丁目東部地区

159

2016/8/3  
江戸川区土木部  
区画整理課

## 土地区画整理審議会の選挙人名簿の縦覧を行います

日頃から、区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

前号でお知らせしましたとおり、平成28年7月12日に選挙期日及び選挙人名簿縦覧の公告を行いました。それに基づき以下のとおり選挙人名簿の縦覧を行います。この名簿に名前のある方が、本地区の土地区画整理審議会委員選挙の選挙権、被選挙権を有します。

選挙人名簿縦覧期間及び異議申し出期間について

縦覧期間	平成28年8月12日(金) ~ 平成28年8月25日(木)
縦覧時間	午前9時から午後5時まで 土日も行います
縦覧場所	篠崎地区まちづくり事務所(北篠崎2-26-7)

この期間中に選挙人名簿の記載漏れや誤りがある場合に限り、権利者からの異議申し出を受け付けます。

## 【審議会委員選挙日程】

選挙期日及び選挙人名簿縦覧期日の公告	7月12日(火)
選挙人名簿作成基準日	8月1日(月)
選挙人名簿縦覧期間及び異議申し出期間	8月12日(金) ~ 8月25日(木)
選挙人名簿の確定及び選挙する委員数の公告	9月12日(月)
立候補受付期間	9月13日(火) ~ 9月22日(木)
候補者の氏名・住所並びに選挙場等の公告 (投票を行わない場合はその旨の公告)	9月26日(月)
投票・開票	10月9日(日)
当選人の住所・氏名の公告、通知	10月14日(金)



# 緑地についてのご意見ありがとうございました

～いただいたご意見の概要をご紹介します～

第28回まちづくり懇談会、まちづくりニュース 157 で皆さまから緑地についての意見を募集しましたところ、以下のように頂戴しました。ご意見の概要のご紹介と併せて区で検討させていただきました回答をご案内します。

## ご意見1 緑地について

- ・花火大会や花見などでゴミだらけになるのでやめてほしい。
- ・バーベキューや花火などで居住地区に悪影響があるため管理の届かない広場は反対。

### 回答1 ご意見ありがとうございます。

整備した緑地については管理者である江戸川区がほかの緑地と同様に適切に維持管理してまいります。なお、バーベキュー等の火気の使用を禁止するとともに、ごみのポイ捨てや、緑地の美化についても周知してまいります。

## ご意見2 桜について

- ・落葉、病虫が居住地に悪影響を及ぼすため桜の植樹に反対。
- ・ソメイヨシノではなく河津桜が良いのではないか。

### 回答2 ご意見ありがとうございます。

桜も含めて園内の樹木については、管理者である江戸川区が適切に管理してまいります。なお、本区ではたくさんの桜を植樹していますが、定期的に巡回し、病害虫を見つけた場合には適宜除去することで、良好な状態を維持しております。樹種については今回いただいたご意見を参考に検討してまいります。

## ご意見3 防災について

- ・区の広報スピーカーを新たに設置してほしい。
- ・恒久施設として、平時は休憩場所としても使える鉄筋の防災建屋を建設してほしい。

### 回答3 ご意見ありがとうございます。

スピーカーにつきましては、現在実施している防災行政無線のデジタル化や高性能スピーカーへの取替により、性能向上を目指してまいります。(北小岩地区：平成29年度実施予定)  
また、緑地は災害時における一時避難場所や、千葉への避難路としたときの滞留場所の空間確保を目的としているため、施設等の建設は考えておりません。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

篠崎地区まちづくり事務所

仮換地指定・換地処分に関する事 計画換地係 5664-2619

移転・造成工事に関する事 移転造成係 5664-2616

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間をお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

